

入札公告(建設工事)

次のとおり一般競争入札に付します。

詳細は別紙入札公告(建設工事、事後審査)西日本本部一般土木工事、建築工事共通を参照すること。

1	公告日	平成25年10月24日(木)
2	契約種	西日本本部長 村上 孝雄
3	工事概要	
3.1	工事名	糸満市浄化センター建設工事その17
3.2	工事場所	沖縄県糸満市西崎町地内
3.3	施設名	糸満市浄化センター
3.4	処理方式	標準活性汚泥法
3.5	建物規模	
3.5.1	汚泥処理棟	
3.5.2	地上階数	2階
3.5.3	建築面積	978.18[m2]
3.5.4	延べ面積	2,064.32[m2]
3.6	工事内容	建築工事(改修)
3.7	対象工事	建築工事 汚泥処理棟 一式、建築機械設備工事 一式、建築電気設備工事 一式、土木工事 汚泥処理棟工 一式
3.8	工期	
3.8.1	今回工期	契約の翌日から平成27年02月27日(金)まで
3.9	その他	
3.9.1	入札方式	電子入札・事前審査案件
3.9.2	総合評価方式の試行工事	有 総合評価方式(技術力審査型)
3.9.3	総合評価(施工体制確認型)の試行工事	無
3.9.4	特別重点調査を試行する工事	有
3.9.5	「マネジメント難工事指定」対象工事	有
3.9.6	VE試行工事	無
3.9.7	入札前に予定価格を公表	無
3.10	特許	無
4	競争参加資格(認定資格)	
	単体有資格業者にあつては4.1.1に記載する条件を全て満たす者であること。 特定建設共同企業体にあつては、4.2.1に記載する条件を全て満たす代表者と、4.3.1、4.3.2のいずれかに記載する全ての条件を満たす代表者以外の者との組み合わせによる。	
4.1	単体有資格業者	
4.1.1	その1	
4.1.1.1	一般競争参加資格の認定工事種別	建築工事
4.1.1.2	格付(対象業種・等級)・経営事項評価点数	建築工事・C等級・要件なし
4.1.1.3	事業所(種類・建設業許可)・優遇措置の要否	本店・建築工事業・否
4.1.1.4	上記事業所の所在地	沖縄県
4.2	特定建設共同企業体・代表者	
4.2.1	その1	
4.2.1.1	一般競争参加資格の認定工事種別	建築工事
4.2.1.2	格付(対象業種・等級)・経営事項評価点数	建築工事・C等級・要件なし
4.2.1.3	事業所(種類・建設業許可)・優遇措置の要否	本店・建築工事業・否
4.2.1.4	上記事業所の所在地	沖縄県
4.3	特定建設共同企業体・代表者以外	
4.3.1	その1	
4.3.1.1	一般競争参加資格の認定工事種別	建築工事
4.3.1.2	格付(対象業種・等級)・経営事項評価点数	建築工事・C等級・要件なし
4.3.1.3	事業所(種類・建設業許可)・優遇措置の要否	本店・建築工事業・否
4.3.1.4	上記事業所の所在地	糸満市
4.3.2	その2	
4.3.2.1	一般競争参加資格の認定工事種別	建築工事
4.3.2.2	格付(対象業種・等級)・経営事項評価点数	建築工事・D等級・700点以上
4.3.2.3	事業所(種類・建設業許可)・優遇措置の要否	本店・建築工事業・否
4.3.2.4	上記事業所の所在地	糸満市

入札公告(建設工事)

5	競争参加資格(施工実績)	
	次のいずれかに該当する施工実績を有すること。	
5.1	単体有資格業者	
5.1.1	同種工事	鉄筋コンクリート造で、地上1階以上、かつ延べ面積1000m <sup>2</sup> 以上の下水道法上の下水道終末処理場又はポンプ場の新築、増築、改修の建築工事。
5.1.2	類似工事	同種工事以外の下水道法上の下水道終末処理場又はポンプ場(鉄筋コンクリート造に限る)の新築、増築、改修工事、若しくは、地方公共団体等が発注した鉄筋コンクリート造で、地上1階以上、かつ延べ面積1000m <sup>2</sup> 以上の公共建築物の新築、増築、改修の建築工事。
5.2	特定建設共同企業体・代表者	
5.2.1	同種工事	鉄筋コンクリート造で、地上1階以上、かつ延べ面積1000m <sup>2</sup> 以上の下水道法上の下水道終末処理場又はポンプ場の新築、増築、改修の建築工事。
5.2.2	類似工事	同種工事以外の下水道法上の下水道終末処理場又はポンプ場(鉄筋コンクリート造に限る)の新築、増築、改修工事、若しくは、地方公共団体等が発注した鉄筋コンクリート造で、地上1階以上、かつ延べ面積1000m <sup>2</sup> 以上の公共建築物の新築、増築、改修の建築工事。
6	配置予定技術者の専任日	
6.1	主任技術者又は監理技術者の専任	要
6.2	主任技術者又は監理技術者の配置予定期間	平成25年12月04日(水)から平成27年02月27日(金)まで
7	指名停止及び設計業務等の受託者	
7.1	日本下水道事業団の指名停止区域	九州区域
7.2	指名停止措置対象団体	—
7.3	設計業務等の受託者	(株)東京設計事務所
8	総合評価方式 「技術評価点」の最高点を21点とする。 総合評価項目は以下のとおりとする。	
8.1	企業の工事実績、優良工事表彰、企業の施工実績、マネジメント難工事の施工実績、配置技術者の工事経験、配置予定技術者の工事実績、委託団体(糸満市)との災害協定又は災害活動実績	
9	入札手続き等	
9.1	競争参加資格確認申請書の提出期間	平成25年10月24日(木)から平成25年10月31日(木)まで 10時00分～16時00分まで(持参による場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、10時00分から12時00分まで及び13時00分から16時00分まで。)
9.2	入札説明書の交付期間	平成25年10月24日(木)から平成25年11月26日(火)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、10時00分から12時00分まで及び13時00分から16時00分まで。)
9.3	入札に必要な図面等の交付期間	平成25年10月29日(火)から平成25年11月26日(火)までの毎日(ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く。) 10時00分から12時00分まで、13時00分から16時00分まで。
9.4	入札に必要な図面等の申込期間	平成25年10月24日(木)から平成25年11月20日(水)まで 16時00分まで
9.5	入札説明書に対する質問の提出期間	平成25年10月25日(金)から平成25年11月13日(水)まで(持参による場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、10時00分から12時00分まで及び13時00分から16時00分まで。)
9.6	入札説明書の質問に対する回答を掲示する期間	平成25年10月25日(金)から平成25年11月26日(火)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日
9.7	入札書の提出期間(電子入札)	平成25年11月19日(火)10時00分から平成25年11月26日(火)16時00分まで
9.8	入札書の提出期間(紙入札)	平成25年11月19日(火)10時00分から平成25年11月26日(火)16時00分まで(持参による場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、10時00分から12時00分まで及び13時00分から16時00分まで。)
9.9	開札日時	平成25年11月27日(水)11時00分
9.10	競争参加資格の有無の確認結果の通知日	平成25年11月11日(月)まで
9.11	競争参加資格がないと認められた者からの理由の説明要求期限日	平成25年11月18日(月) 16時まで
9.12	競争参加資格がないと認められた者からの説明要求に対する回答期限日	平成25年11月25日(月)まで

入札公告(建設工事)

10	入札説明書に対する質問回答揭示場所		
10.1	担当部局	日本下水道事業団 近畿・中国総合事務所契約課	
	住所	大阪府大阪市中央区久太郎町4-1-3 大阪御堂筋ビル6階	
10.2	担当部局	日本下水道事業団 九州総合事務所	
	住所	福岡県北九州市小倉北区東港1-1-18	
10.3	担当部局	日本下水道事業団 沖縄事務所	
	住所	沖縄県那覇市田原3-7-2 小緑リースビル303号	
11	その他		
11.1	随意契約により締結予定	無	
11.2	手続における交渉の有無	無	
11.3	契約書作成の要否	要	
11.4	建設リサイクル法対象	適用	
11.5	支払条件(前払)	有	
11.6	支払条件(部分払)	有	
11.7	火災保険等付保の要否	要	
12	問い合わせ先等		
12.1	入札執行及び契約締結等に関すること	担当部局	日本下水道事業団 近畿・中国総合事務所契約課
		住所	大阪府大阪市中央区久太郎町4-1-3 大阪御堂筋ビル6階
		電話・FAX	電話:06-4977-2501 FAX:06-4977-2521
12.2	競争参加資格の確認に関すること	担当部局	日本下水道事業団 西日本設計センター企画調整課
		住所	大阪府大阪市中央区久太郎町4-1-3 大阪御堂筋ビル6階
		電話・FAX	電話:06-4977-2510 FAX:06-4977-2524
12.3	入札説明書、図面等の交付場所	担当部局	(一財)下水道事業支援センター 大阪支部
		住所	大阪府大阪市中央区久太郎町4-1-3 大阪センタービル13階
		電話・FAX	電話:06-6245-5105 FAX:06-6245-5107
12.4	工事現場説明(図面、仕様書及び設計書を含む。)に対する質問に関すること	工事現場説明書 1ページを参照すること。	

「3.9 その他」の補足説明

- (1) 本工事は、資料提出及び入札等を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムにより難しい者は、契約職の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。
- (2) 本工事は、「企業、配置予定技術者の技術力」、「企業の信頼性、社会性」に係る資料を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する試行工事である。
- (3) 本工事は、日本下水道事業団発注工事の品質確保への取組みを一層促進するため、特別重点調査を試行する工事である。
- (4) 本工事は、本工事の完成時に65点以上の工事成績評定を通知された場合、今後発注される総合評価方式の「マネジメント難工事施工実績」の評価項目において評価する「マネジメント難工事指定」対象工事である。

「11 その他」の補足説明

- (1) 契約書案により契約書を作成するものとする。
- (2) 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

「12 問い合わせ先」の補足説明

- (1) 入札説明書、図面等の交付にあたっては、12.3において実費を徴収する。

「地方公共団体等」の補足説明

- (1) 地方公共団体等とは、国、地方公共団体及び「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める特殊法人等をいう。

上記による他、競争参加資格、入札手続き等その他の事項については、別紙による。

別紙

## 入札公告（建設工事）

## 1 競争参加資格

次に掲げる条件を全て満たす者とする。

- (1) 工事請負業者の選定等に関する達（平成6年達第7号。以下「達」という。）第2条第1号の規定に該当し、かつ、第2条の2の規定に該当しない単体有資格業者又は2者で結成された特定建設共同企業体であること。
- (2) 単体有資格業者においては日本下水道事業団において一般競争参加資格の認定を受けていること。特定建設共同企業体においては日本下水道事業団における本工事に係る特定建設共同企業体として認定をうけていること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、理事長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。（特定建設共同企業体の場合は構成員のいずれもが条件を満たしていること））。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。（特定建設共同企業体の場合は構成員のいずれもが条件を満たしていること。）
- (4) 本工事で指定した日本下水道事業団における一般競争参加資格の認定工事種別、等級区分に該当する者で、経営事項評価点数、必要となる建設業の許可に係る事業所（本店又は支店もしくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所をいう。）の所在地、および優遇措置の要否の条件を満たす者であること。
- (5) 本工事で求める施工実績は、平成10年度以降に、元請として施工し引き渡した実績（特定、経常又は大手企業提携型建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のものに限る。）であること。ただし、経常建設共同企業体にあつては、構成員のうち1者が上記の工事経験を有していればよい。なお、補修工事等の付帯的な工事は実績として認めない。  
優遇措置による工事受注は、日本下水道事業団から平成23年度優良施工業者又は平成24年度優良施工業者として通知を受けた者で、平成23年度優良施工業者にあつては平成24・25年度（2ヵ年）、平成24年度優良施工業者にあつては平成25・26年度（2ヵ年）において1業者あたり1件に限ることとし、既に優良施工業者として各々優遇措置を受けて落札した工事がある場合は、本案件について優良施工業者としての優遇措置の取扱いを行わない。
- (6) 本工事が土木工事の場合（土木建築工事を含む）、本工事で定める配置予定の主任技術者又は監理技術者は以下のとおりである。
  - ① 主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。ただし、請負金額が2,500万円未満（建築工事一式においては5,000万円未満）の場合においては、専任を求めない。
  - ② 1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。ただし、本工事の競争参加資格（認定資格）に単体有資格業者で一般土木工事D等級の者が含まれる場合は、1級土木施工管理技士、2級土木施工管理技士（種別を「土木」とするものに限る。）又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次の者をいう。
    - ・ 1級建設機械施工技士の資格を有する者。

「工事名称」糸満市浄化センター建設工事その17

- ・技術士（建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を「建設」、「農業－農業土木」又は「森林－森林土木」とするものに限る。））の資格を有する者。
  - ・これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者とする。
- ③ (5)に掲げる単体有資格業者又は代表者に係る工事経験を有する者。ただし、平成10年度以降に元請として施工し引渡しが完了した施設に限る。なお、特定又は経常建設共同企業体にあつては、構成員のうち1者の主任技術者又は監理技術者が上記の工事経験を有していればよい。
- ④ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
- ⑤ 配置予定の主任技術者又は監理技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係があるものに限る。
- また、本工事が建築工事の主任技術者又は監理技術者の配置を求める場合は、以下のとおりである。
- ⑥ 主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。
- ⑦ 1級建築士、1級建築施工管理技士またはこれと同等以上の資格を有するものであること。
- ⑧ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
- ⑨ 配置予定の主任技術者又は監理技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係がある者に限る。
- (7) 本工事が建築工事の場合（建築土木工事を含む）、本工事で定める配置予定の主任技術者又は監理技術者は以下のとおりである。
- ① 主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。ただし、請負金額が2,500万円未満（建築工事一式においては5,000万円未満）の場合においては、専任を求めない。
- ② 1級建築士、1級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
- ③ (5)に掲げる単体有資格業者又は代表者に係る工事経験を有する者。ただし、平成10年度以降に元請として施工し引渡しが完了した施設に限る。なお、特定又は経常建設共同企業体にあつては、構成員のうち1者の主任技術者又は監理技術者が上記の工事経験を有していればよい。
- ④ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
- ⑤ 配置予定の主任技術者又は監理技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係があるものに限る。
- また、本工事が土木工事の主任技術者又は監理技術者の配置を求める場合は、以下のとおりである。
- ⑥ 主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。
- ⑦ 1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有するものであること。ただし、本工事の競争参加資格（認定資格）に単体有資格業者で一般土木工事D等級の者が含まれる場合は、1級土木施工管理技士、2級土木施工管理技士（種別を「土木」とするものに限る。）又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「こ

「工事名称」糸満市浄化センター建設工事その17

れと同等以上の資格を有する者」とは、次の者をいう。

- ・ 1級建設機械施工技士の資格を有する者。
- ・ 技術士（建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を「建設」、「農業－農業土木」又は「森林－森林土木」とするものに限る。））の資格を有する者。
- ・ これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者とする。

- ⑧ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
- ⑨ 配置予定の主任技術者又は監理技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係がある者に限る。
- (8) 日本下水道事業団が発注した工事における工事成績評定通知書に記載されている評定点の平均が過去2年間（平成23年4月1日～平成25年3月31日に工期末の完成工事）連続して60点未満でないこと。（特定建設共同企業体の場合は構成員のいずれもが条件を満たしていること。）
- (9) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、日本下水道事業団から工事請負契約に係る指名停止等取扱要領（昭和59年7月2日付経契発第13号）に基づく指名停止を指定した区域で受けていないこと。（特定建設共同企業体の場合は構成員のいずれもが条件を満たしていること。）

「日本下水道事業団の指名停止の区域」に、北海道、東北区域、関東区域、北陸区域、中部区域、近畿区域、中国区域、四国区域、九州区域との記載がある場合、その区域に含まれる都道府県は次のとおりとする。

- ① 北海道（北海道）
- ② 東北区域（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県）
- ③ 関東区域（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県）
- ④ 北陸区域（新潟県、富山県、石川県）
- ⑤ 中部区域（岐阜県、静岡県、愛知県、三重県）
- ⑥ 近畿区域（福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）
- ⑦ 中国区域（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県）
- ⑧ 四国区域（徳島県、香川県、愛媛県、高知県）
- ⑨ 九州区域（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県）

- (10) 本工事にかかる設計業務等の受託者（受託者が設計共同体の場合は各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受託者と資本若しくは人等面において関連がある建設業者でないこと。（特定建設共同企業体の場合は構成員のいずれもが条件を満たしていること。）
- (11) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者若しくはこれに準ずる者でないこと。

## 2 総合評価方式に関する事項

### (1) 落札者の決定方法

- ① 入札参加者は「価格」、「本工事の総合評価に係る資料」をもって入札に参加し、入札価格が日本下水道事業団会計規程（昭和48年規程第8号）に基づいて作成さ

れた予定価格の制限の範囲内の者のうち、(2)「総合評価の方法」によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき、著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

- ② ①において、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじにより落札者を決める。

(2) 総合評価の方法

- ① 価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、入札参加者の「価格点」と、「技術評価点」の合計により得た「評価値」をもって行う。
- ② 「価格点」は、次の計算方法により算出する。  
価格点 =  $100 \times [1 - (\text{入札価格} / \text{予定価格})]$
- ③ 「技術評価点」の算出方法は、予定価格の制限の範囲内で入札した参加者に対し、評価項目毎に評価点を算出し、その合計点を「技術評価点」として与える。
- ④ 評価項目、評価基準等の詳細は、入札説明書による。

「工事名称」糸満市浄化センター建設工事その17

## 3 入札手続等

## (1) 担当部局

- ① 特定建設共同企業体の認定、紙入札による参加(変更)承諾、入札執行及び契約締結に関すること。

〒541-0056 大阪府中央区久太郎町4-1-3

大阪御堂筋ビル6階

日本下水道事業団(J S) 近畿・中国総合事務所 契約課

電話 06-4977-2501

- ② 競争参加資格の確認(申請書及び資料の受付審査)に関すること

〒541-0056 大阪府中央区久太郎町4-1-3

大阪御堂筋ビル6階

日本下水道事業団(J S) 西日本設計センター 企画調整課

電話 06-4977-2510 FAX 06-4977-2524

## (2) 入札説明書の交付場所及び方法

- ① 交付場所 〒541-0056 大阪府中央区久太郎町4-1-3

大阪センタービル13階

一般財団法人下水道事業支援センター大阪支部

電話 06-6245-5105 FAX 06-6245-5107

- ② 交付方法 交付に当たっては、実費を徴収する。(郵送(託送を含む。))による交付を希望する場合は3(2)①にファックスにて申し込むこと。この場合においては郵便振替は郵便振替により実費を徴収する。なお、入札説明書の添付資料「低入札価格調査について(平成25年6月3日)」及び「調査基準価格を下回る金額で契約する場合の施工管理について(平成22年4月1日)」(ただし、特別重点調査を試行する工事の場合は「特別重点調査について(平成25年4月1日)」を含む。)を既に入手しており、交付の必要がない場合はその旨をファックスに記載のこと。

## (3) 申請書及び資料の提出方法及び場所

- ① 提出方法 電子入札システムにより行うこと。ただし、契約職の承諾を得て紙入札方式による場合は、持参又は郵送によるものとし、ファックスによるものは受付けない。電子入札システムにより提出する場合であって、申請書及び資料の合計ファイル容量が2MBを越える場合の提出方法等については、入札説明書による。

- ② 持参又は郵送等による場合若しくは紙入札方式による場合の提出場所

3(1)②に同じ

## (4) 入札書の提出方法及び開札場所

入札書は電子入札システムにより提出すること。ただし、契約職の承諾を得て紙入札方式による場合は、封緘のうえ商号又は名称、所在地、あて名及び工事名を記載し持参又は郵送等により提出すること。ファックスによるものは認めない。

## ① 開札場所

〒541-0056 大阪府中央区久太郎町4-1-3

大阪御堂筋ビル6階

日本下水道事業団(J S) 近畿・中国総合事務所 入札室

電話 06-4977-2501

## 4 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。



「工事名称」糸満市浄化センター建設工事その17

## (2) 入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金 免除。

② 契約保証金 納付（保証金取扱店 みずほ銀行 新橋支店）。

ただし、金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

## (3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書及び資料に虚偽の記載をした者の入札、現場説明書及び日本下水道事業団一般競争契約入札心得（電子入札用）において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札者決定を取り消す。なお、開札時において1に掲げる資格のない者は、競争参加資格のないものに該当する。

(4) 契約締結後、請負者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提案が適正と認められた場合には、設計図書を変更し、必要が認められる場合には請負代金額の変更を行うものとする。詳細は、特記仕様書による。【契約後VE方式の試行工事の場合】

## (5) 配置予定主任（監理）技術者の確認

落札決定後、（財）日本建設情報総合センターの「工事実績情報システム（CORINS）」等により、配置予定の主任技術者又は監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、申請書の差し替えは認められない。

(6) 関連情報の照会窓口 3(1)に同じ。

(7) 本件は平成25年8月1日付けで公告した案件の再公告である。

(8) 詳細は入札説明書による。

「工事名称」糸満市浄化センター建設工事その17

## 特定建設共同企業体の登録受付について

糸満市浄化センター建設工事その17に係る特定建設共同企業体としての競争参加者の資格を得ようとする者の登録受付について、次のとおり公告します。

平成25年10月24日

日本下水道事業団 契約職

西日本本部長 村上 孝雄

## 1 工事概要

- (1) 工事名 糸満市浄化センター建設工事その17
- (2) 工事場所 沖縄県糸満市西崎町地内
- (3) 工事内容 建築工事 汚泥処理棟 一式  
建築機械設備工事 一式  
建築電気設備工事 一式  
土木工事 汚泥処理棟工 一式

## 2 特定建設共同企業体の資格要件等

## (1) 構成員の組合せ

特定建設共同企業体の組合せは、次の条件を満たす2者の組合せとする。

- ① 特定建設共同企業体の代表者にあつては、日本下水道事業団における建築工事に係る有資格業者の認定を受け、建築工事においてC等級に格付けされた者であること。
- ② 特定建設共同企業体の代表者以外の構成員にあつては、次の(イ)から(ロ)のいずれかに該当する者であること。
  - (イ) 日本下水道事業団における建築工事に係る有資格業者の認定を受け、建築工事においてC等級に格付けされた者であること。
  - (ロ) 日本下水道事業団における建築工事に係る有資格業者の認定を受け、建築工事に係る有資格業者としてD等級に格付けされた者のうち一般競争参加資格の経営事項評価点数が700点以上の者であること。
- ③ その他の条件については、本工事に係る平成25年10月24日付け一般競争入札に係る掲示によることとする。

## (2) 構成員の技術的条件

構成員は、本工事に係る平成25年10月24日付け一般競争入札に係る掲示の施工実績に係る技術的条件を満たしていること。

## (3) 構成員の営業年数

「工事名称」糸満市浄化センター建設工事その17

構成員は、建設業法（昭和24年法律第100号）の建築工事業につき、建設業の許可を有しての営業年数が5年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が5年未満であってもこれを同等と取り扱うことができるものとする。

(4) 出資比率

全ての構成員が均等割の10分の6以上の出資比率とすること。

(5) 代表者の要件

特定建設共同企業体の代表者は、構成員の中で最大の施工能力を有する者であって、その出資比率が構成員中最大であること。

3 申請書の提出方法等

(1) 申請書の提出方法

申請者は、特定建設共同企業体登録申請書に特定建設共同企業体協定書（甲型）の写しを添付し、持参又は送付（郵送又は宅配便により提出期間中必着のこと。ただし、提出期限の前日（祝日の場合はその前日）までの消印のものは有効とする。）すること。

(2) 提出場所及び問い合わせ先

〒541-0056 大阪府中央区久太郎町4丁目1番3号  
大阪御堂筋ビル6階

日本下水道事業団 近畿・中国総合事務所 契約課  
電話06-4977-2501

(3) 提出期間

平成25年10月24日（木）から平成25年10月31日（木）までの土曜日、日曜日または祝日を除く毎日、午前10時から午後12時まで、午後1時から午後4時まで。

4 資格の有効期間

特定建設共同企業体としての資格の認定の日から当該工事の完成後1年までの間とする。なお、発注者は必要に応じて有効期間を延長することができる。

ただし、当該工事に係る契約の相手方以外の者にあつては、当該工事に係る契約が締結される日までとする。